所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患療養費の算定状況について公表いたします。

【算定条件】

１、所定疾患施設療養費は、肺炎などにより治療を必要とする状態となった利用者に対し、治療管理として投薬・検査・処置等が行われた場合に、１回に連続する７日を限度とし、月１回算定するものであるので、１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものであること。

２、所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

３、所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ　肺炎

ロ　尿路感染症

ハ　帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

４、算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容などを診療録に記載しておくこと。

５、請求に際して診断、行った検査、治療内容などを記載すること。

６、当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【平成３０年算定状況】

イ　肺炎

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
件数	２	１	１	３	１	１	１	０	０	０	１	０
日数	１４	５	６	２１	７	３	７	０	０	０	７	０

ロ　尿路感染症

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
件数	１	１	３	１	３	１	３	２	３	４	３	２
日数	７	５	１５	７	１９	３	１９	８	１８	２１	１５	１２

ハ　帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴を必要とする場合に限る)

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
件数	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
日数	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０